

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	横手市 介護保険関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横手市は、介護保険関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

秋田県横手市長

公表日

令和5年6月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関連事務
②事務の概要	<p>【事務概要】 当該事務は、介護保険法に基づく第一号及び第二号被保険者の資格管理(被保険者証の交付・変更・喪失等)、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付に関する事務である。</p> <p>【個人番号の利用】 上記法令及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ② 第1号、第2号被保険者の被保険者交付、再交付申請等の申請 ③ 保険料賦課、特別徴収額の通知 ④ 保険料の減免、徴収猶予等の申請 ⑤ 保険料滞納者に係る支払い方法の変更 ⑥ 要支援認定、要介護更新認定等の申請 ⑦ 居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給 ⑧ 居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼 ⑨ 負担限度額認定や各種減免認定の申請 ⑩ 高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請</p>
③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 収滞納管理システム 5. 電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一 第68項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令 第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「又は介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報」(「介護保険給付等関係情報」)が含まれる項(第1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,108項) 【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第93,94項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	1. 財務部 税務課 2. 市民福祉部 まるごと福祉課
②所属長の役職名	1. 税務課長 2. まるごと福祉課長
6. 他の評価実施機関	



7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号013-8601 横手市役所 総務企画部 総務課 文書法規係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-35-2161 ファクス: 0182-33-6061 E-mail: somu@city.yokote.lg.jp
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	郵便番号013-8601 横手市役所 財務部 税務課 保険税係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-32-2510 ファクス: 0182-32-2611 E-mail: shiminzei@city.yokote.lg.jp 郵便番号013-8601 横手市役所 市民福祉部 まるごと福祉課 介護保険係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-35-2134 ファクス: 0182-32-9709 E-mail: korei@city.yokote.lg.jp
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	1. 税務課長 藤井 靖己 2. 高齢ふれあい課長 木村 忠	1. 税務課長 押切 進 2. 高齢ふれあい課長 佐越 良子	事後	平成28年4月1日付人事異動
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	1. 税務課長 押切 進 2. 高齢ふれあい課長 佐越 良子	1. 税務課長 押切 進 2. 高齢ふれあい課長 内桶 圭時	事後	平成30年4月1日付人事異動
平成30年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険保険法による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第1,3,4,6,26,39,58,61,62,80,87,90,93,94項) 【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険保険法による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第93,94項)	【情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「又は介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(「介護保険給付等関係情報」)が含まれる項(第1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,108項) 【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第93,94項)	事後	評価書の見直しによる、記載内容の修正
平成30年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	1. 税務課長 押切 進 2. 高齢ふれあい課長 内桶 圭時	1. 税務課長 2. 高齢ふれあい課長	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日公布)の様式改正に伴う記載内容の変更
平成30年6月1日	II-1. 対象人数 及び II-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年9月3日時点	平成30年6月1日時点	事後	評価書の見直しによる、記載内容の修正
令和1年6月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	1. 市民生活部 税務課 2. 健康福祉部 高齢ふれあい課	1. 財務部 税務課 2. 市民福祉部 高齢ふれあい課	事後	平成31年4月1日付組織再編
令和1年6月26日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	郵便番号013-8601 横手市役所 総務部 総務課 文書法規係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-35-2161 ファクス: 0182-33-6061 E-mail: somu@city.yokote.lg.jp	郵便番号013-8601 横手市役所 総務企画部 総務課 文書法規係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-35-2161 ファクス: 0182-33-6061 E-mail: somu@city.yokote.lg.jp	事後	平成31年4月1日付組織再編
令和1年6月26日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号013-8601 横手市役所 市民生活部 税務課 保険税係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-32-2510 ファクス: 0182-32-2611 E-mail: shiminzei@city.yokote.lg.jp 郵便番号013-8601 横手市役所 健康福祉部 高齢ふれあい課 介護保険係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-35-2134 ファクス: 0182-32-9709 E-mail: korei@city.yokote.lg.jp	郵便番号013-8601 横手市役所 財務部 税務課 保険税係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-32-2510 ファクス: 0182-32-2611 E-mail: shiminzei@city.yokote.lg.jp 郵便番号013-8601 横手市役所 市民福祉部 高齢ふれあい課 介護保険係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-35-2134 ファクス: 0182-32-9709 E-mail: korei@city.yokote.lg.jp	事後	平成31年4月1日付組織再編
令和1年6月26日	II-1. 対象人数 及び II-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年6月1日時点	令和1年6月12日時点	事後	評価書の見直しによる、記載内容の修正
令和1年6月26日	IV リスク対策	-	新規追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正に伴い、新規追加
令和2年6月17日	II-1. 対象人数 及び II-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年6月12日時点	令和2年5月29日時点	事前	評価実施後5年を経過する前の再評価を実施
令和3年6月17日	II-1. 対象人数 及び II-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年5月29日時点	令和3年6月1日時点	事前	評価実施後5年を経過する前の再評価を実施
令和3年8月10日	I-4-②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「又は介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(「介護保険給付等関係情報」)が含まれる項(第1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,108項) 【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第93,94項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「又は介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(「介護保険給付等関係情報」)が含まれる項(第1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,108項) 【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第93,94項)	事前	評価書の見直しによる、記載内容の修正
令和4年6月14日	II-1. 対象人数 及び II-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和4年6月6日時点	事前	評価実施後5年を経過する前の再評価を実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月14日	I-1-③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 収滞納管理システム	1. 介護保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 収滞納管理システム 5. 電子申請システム	事前	
令和5年6月19日	I-5-①部署	1. 財務部 税務課 2. 市民福祉部 高齢ふれあい課	1. 財務部 税務課 2. 市民福祉部 まるごと福祉課	事後	令和5年4月1日付所管課変更
令和5年6月19日	I-5-②所属長の役職名	1. 税務課長 2. 高齢ふれあい課長	1. 税務課長 2. まるごと福祉課長	事後	令和5年4月1日付所管課変更
令和5年6月19日	I-8. 連絡先	郵便番号013-8601 横手市役所 財務部 税務課 保険税係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-32-2510 ファクス: 0182-32-2611 E-mail: shiminzei@city.yokote.lg.jp 郵便番号013-8601 横手市役所 市民福祉部 高齢ふれあい課 介護 保険係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-35-2134 ファクス: 0182-32-9709 E-mail: korei@city.yokote.lg.jp	郵便番号013-8601 横手市役所 財務部 税務課 保険税係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-32-2510 ファクス: 0182-32-2611 E-mail: shiminzei@city.yokote.lg.jp 郵便番号013-8601 横手市役所 市民福祉部 まるごと福祉課 介護 保険係 住所: 秋田県横手市中央町8番2号 電話: 0182-35-2134 ファクス: 0182-32-9709 E-mail: korei@city.yokote.lg.jp	事後	令和5年4月1日付所管課変更
令和5年6月19日	II-1. 対象人数 及び II-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年6月6日時点	令和5年6月1日時点	事前	評価実施後5年を経過する前 の再評価を実施